

平成30年8月16日
航空局運用課

群馬県防災ヘリコプター事故を踏まえた飛行計画の通報等の遵守について

平成30年8月10日、群馬県防災航空隊所属の回転翼航空機が群馬県吾妻郡中之条町の山中に墜落し、搭乗者9名全員が死亡する航空事故が発生しました。

当該事故の原因については、現在運輸安全委員会で調査中ですが、運航者である群馬県に対しての事実確認において、次の事項が判明しました。

1. 当該航行について、航空法第97条第2項に基づき航空局に通報した飛行計画以外の場所に離着陸し、搭乗を行っていたこと。
2. 当該航空機が飛行計画で定めた飛行が終わっていない段階で、航空法第98条に基づく航空局への到着の通知を行っていたこと。

飛行計画の通報や到着の通知は、捜索救難活動のために重要な情報であることから、国土交通省航空局では、群馬県に対して文書による指導を行ったとともに、運航者団体等に対して飛行計画の通報等の遵守を求める文書を発出しましたのでお知らせします。

添付資料：群馬県に対する指導文書
運航者団体等に対する通知文書

問い合わせ先

航空局交通管制部運用課 谷口、村上

TEL 代表：03-5253-8111（内線 51322, 51334）

直通：03-5253-8751

FAX：03-5253-1664